

運転免許証を更新される

70歳以上の方は高齢者講習が必要です

※75歳以上の方は、先に認知機能検査を受けなければなりません

「高齢者講習」は、加齢による身体機能の低下が運転にどのような影響を及ぼすかを理解してもらう講習で、高齢者の安全運転を支援することを目的としています。

運転免許証の有効期間満了日における年齢が70歳以上の方が、運転免許証の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けていなければならない、さらに、年齢が75歳以上の方は、高齢者講習を受講する前に「認知機能検査」を受けておかなければなりません。

認知機能検査は記憶力や判断力の状況を確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。検査結果に基づいた、きめ細やかな高齢者講習を受講していただくためのものです。

なお、検査の結果、記憶力・判断力が低下していると認められた方でも免許証の更新はできますが、臨時適性検査等（専門医の診断書提出を含む。）を受けていただく必要があります。そして、認知症と診断された場合は、運転免許の取り消しや停止などの処分が行われます。

また、免許更新にかかわらず75歳以上の方が、信号無視・一時不停止等の違反行為（基準行為）を行った場合は、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

1 認知機能検査の内容 ◆認知機能検査は満了日の6ヶ月前から受検することができます。

年 齢	75歳未満(70歳～74歳)	75歳以上
認知機能 検 査		時間の見当識、手がかり再生、時計描画の3検査です。
		検査時間 約30分
		検査料金 650円

※75歳以上の方が基準行為を行った場合に受ける「臨時認知機能検査」も、検査内容、検査料金は同じです。

2 高齢者講習の内容 ◆高齢者講習は満了日の6ヶ月前から受講することができます。

高齢者講習は、認知機能検査の結果に基づいて行われ、結果に応じて講習内容・所要時間・講習手数料が異なります。

区 分	講 習 内 容	講習時間	講習手数料
75歳未満の方、及び 記憶力・判断力に心配 ない方	講義・運転適性検査・実車指導	120分 (60分)	4,650円 (2,000円)

記憶力・判断力が少し 低くなっている方	講義・運転適性検査・実車指導・個別指 導	180分 (120分)	7,550円 (4,300円)
記憶力・判断力が低く なっている方	講義・運転適性検査・実車指導・個別指 導	180分 (120分)	7,550円 (4,300円)

※ () 内の講習時間・講習手数料は小型特殊免許のみの方が該当です。

(手数料改定：平成29年3月12日)

3 各通知書の発送について ◆通知書が届いたら早めの予約をお願いします。

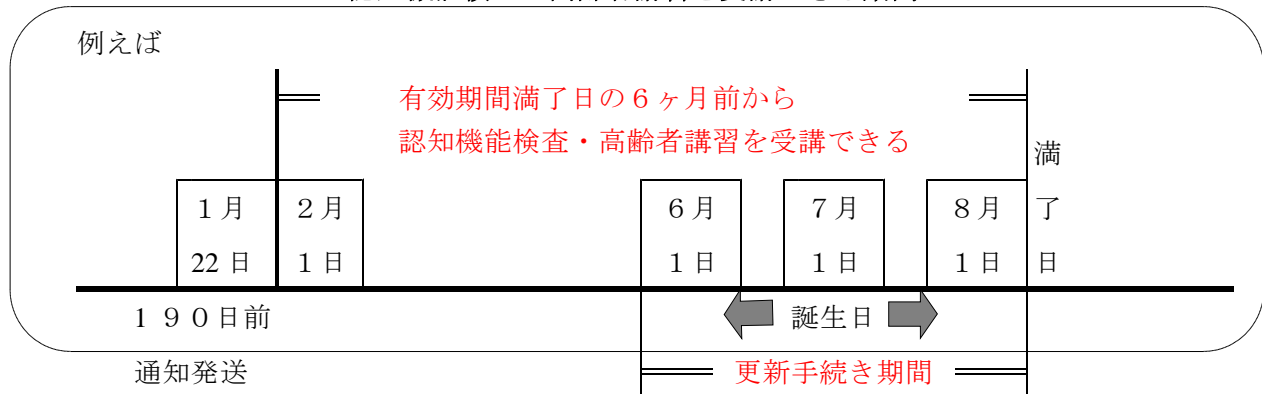
運転免許証の、有効期間満了日の190日前（満了年の誕生日の約5ヶ月前）に

- ・75歳未満の方には、高齢者講習通知書
- ・75歳以上の方には、認知機能検査通知書

を、発送しています。

75歳以上の方は、先に認知機能検査を受けていないと、高齢者講習が受けられません。
通知書が届きましたら、早く認知機能検査を受けてください。

認知機能検査・高齢者講習を受講できる期間



- ・受検（講）場所は、県内の教習所等です。
- ・季節にもより各教習所とも大変混雑が予想されますので、希望どおりの日時場所での受検（講）が困難な場合もあります。
- ・認知機能検査通知書・高齢者講習通知書が届きましたら、速やかに予約申し込み手続きをしてください。

4 認知機能検査の判定基準等について ◆臨時認知機能検査も同様です。

認知機能検査は認知症の診断を行うものではなく、運転に不可欠な記憶力・判断力の状況を確認し、その結果を踏まえた安全運転の支援を行うことを目的としています。

認知機能検査は、30分程で終了する比較的簡易なもので、その内容は

- 時間の見当識・・・時計を見ずに現在の年月日時曜日を問う検査

- 手がかり再生・・・・・・・・・・イラストを見て記憶力を問う検査
- 時計描画・・・・・・・・・・空間把握能力等を問う検査

の3検査が行われ、結果は点数で評価されて

- 総合点49点未満・・・・・・・・・・記憶力・判断力が低くなっている（第1分類）
- 総合点49点以上76点未満・・記憶力・判断力が少し低くなっている（第2分類）
- 総合点76点以上・・・・・・・・・・記憶力・判断力に心配ない（第3分類）

と区分され、後日文書で通知されます。

認知機能検査は、高齢者講習の受講前に受けておかなければなりませんので、認知機能検査通知書が届きましたら、県内のどこの教習所等でも受検可能ですので検査の申込みをしてください。

5 基準行為と臨時認知機能検査について

記憶力・判断力が低下した場合に行われやすい違反には下記のような違反があります。

違 反 名（基準行為）		
○ 信号無視	○ 通行禁止違反	○ 通行区分違反
○ 横断等禁止違反	○ 進路変更禁止違反	○ しゃ断踏切立ち入り等
○ 交差点右左折方法違反	○ 指定通行区分違反	○ 環状交差点左折方法違反
○ 優先道路通行車妨害等	○ 交差点優先車妨害	○ 環状交差点通行車妨害
○ 横断歩行者等妨害等	○ 横断歩道付近歩行者妨害等	○ 徐行場所違反
○ 指定場所一時不停止等	○ 合図不履行	○ 安全運転義務違反

75歳以上の方が上記違反行為を行った場合には、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された方は臨時適性検査等を受検しなければなりません。また、認知機能が低下していると判定された方は臨時高齢者講習を受講しなければなりません。

臨時認知機能検査の受検、臨時高齢者講習の受講、及び臨時適性検査受検等については、やむを得ない理由なく一定期間内に受検（講）しなかった場合は、運転免許の取消し又は運転免許の効力停止等の処分がされることになります。